資料６－４　安全装置等の性能評価・認定の現状と認定化の影響（検討資料）

聞き取りにより、単純な機構の装置等として、主事が内容を審査できるとされる

	安全装置	装置に係る規定	規定の分類	装置に求められる性能	評価の対象	現行の告示規定（△…現行の告示規定が性能基準となっており、特定行政庁が規定に基づき審査可能とは言い難いもの）	現行の大臣認定：令第129条の10第4項に係る認定	現行の大臣認定：その他の認定	自主評定	大臣認定化による影響	コメント
速度制御系統	調速機	平成12年建設省告示第1423号第二第二号	性能基準	・定格速度の1.0～1.3倍を検知して、駆動装置の動力回路に接続する電磁接触機を遮断すること ・定格速度の1.3～1.4倍を検知して、調速機のロープを把持し、非常止め装置を作動すること	定格速度の検知機構	△				④審査方法の作成も含めて検討が必要	○調速機については、国土交通大臣認定の審査において、実機による試験等に基づき性能を確認することとしているため、装置の検知・作動機構に係る検証を個別に行う制度にはなっていない。
					電磁接触器の遮断	△					
					非常止め装置の作動機構	△					
					装置の作動速度（加速スイッチの作動速度・トリップ速度）	△		○	○	②大手メーカーの機種であれば現行の枠組みで対応可 （大手メーカーは自主評定を取得しているため）	○また、調速機については、装置の作動（①電源の遮断及び②非常止め装置）が適切なタイミングで実施されるかを確認する必要がある。 ○現行の大臣認定・自主評定の枠組みでは、試験・シミュレーションを通じて、この内容を確認しているほか、自主評定において調速機のロープ把持力を確認している。
					調速機のロープ把持力（自主評定のみ）				○		
	非常止め装置	平成12年建設省告示第1423号第二第四号	仕様的規定	・レールを把持して所定の減速度の範囲内でかごを制止すること	制動ばね・筐体等の材質（自主評定のみ）				○	②大手メーカーの機種であれば現行の枠組みで対応可 （大手メーカーは自主評定を取得しているため）	○非常止め装置については、作動後レールを把持して、一定の減速度の範囲内でかごを安全に制止させることを確認する必要がある。 ○現行の大臣認定・自主評定の枠組みでは、試験・シミュレーションを通じて、この内容を確認しているほか、自主評定において制動ばね・筐体の材質や停止後のかごの水平度を確認している。
			性能基準		かごの平均減速度	△		○	○		
					停止後のかごの水平度（自主評定のみ）				○		
	リミットスイッチ	平成12年建設省告示第1423号第二第五号	仕様的規定	・かごまたは釣合おもりが昇降路の底部に衝突しそうになった場合においてこれに衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、自動的に制止すること	スイッチの設置位置	○				④審査方法の作成も含めて検討が必要	○単純なスイッチのオン・オフの機構であれば、主事等でも確認することは可能なのではないか。
					電源の遮断（リミットスイッチ）	○					
					ブレーキの作動（ファイナルリミットスイッチ）	○					
	緩衝器	平成12年建設省告示第1423号第一第一号ロ(2)	仕様的規定	・かご又は釣合おもりが昇降路の底部に衝突した場合に所定の減速度の範囲内でかごを制止すること	緩衝器のストローク長さ	○				②大手メーカーの機種であれば現行の枠組みで対応可 （大手メーカーは自主評定を取得しているため）	○緩衝器については、告示規定ではストローク長さのみを確認することとしているが、認定に係る審査は、試験・シミュレーションを通じて、衝突時のかごの平均減速度を確認することとしている。 ○なお、現行の審査の枠組みを踏襲するとすれば、告示規定で「ストローク長さ」のみで安全性を判断していたものについて、大臣認定化を行うことによって新たな検証が発生する場合があり、再構成が必要。
			性能基準		かごの平均減速度			○	○		
					プランジャーの完全復帰の確認（自主評定のみ）				○		
位置制御系統	戸開走行保護装置	令第129条の10第3項第一号	性能基準	故障により戸開走行をした場合にかごを制止すること	特定距離感知装置の構造		○			①全ての機種について現行の枠組みで対応可 （戸開走行保護装置に係る認定で現行対応しているため）	○戸開走行保護装置については、現行の大臣認定の枠組みで審査を行っており、現行の枠組みを踏襲できる。
					安全制御プログラム等の構造		○			①全ての機種について現行の認定で対応可 （戸開走行保護装置に係る認定で現行対応しているため）	
	調節装置	平成12年建設省告示第1429号第一第二号及び第三号	性能基準	かごの戸が閉じてから昇降すること	かご戸の開閉の感知装置	△	○	○		①全ての機種について現行の認定で対応可 （戸開走行保護装置に係る認定で現行対応しているため）	○かご戸の開閉の感知装置の構造については、令第129条の8第2項に係る認定によるほか、令第129条の10の第4項に係る認定でも審査を行っている。 ○令第129条の10の第4項に係る認定では感知装置のみだが、第129条の8第2項に係る認定大臣認定の枠組みでは「昇降に係る指令の発出」を審査することとしている。
					かごの昇降に係る指令の発出	△		○		③ほとんどの機種で追加の認定が必要 （※審査方法自体は既に業務方法書で規定されている）	
	ブレーキ	平成12年建設省告示第1423号第二第三号	性能基準	動力が切れたときに惰性による原動機の回転を自動的に制止すること	通常ブレーキの構造	△				④審査方法の作成も含めて検討が必要	○待機型ブレーキ・常時作動型二重ブレーキの構造や制動能力については、令第129条の10第4項に係る認定で審査を行っている。 ○ただし、既存ブレーキの性能については令第129条の10第4項に係る大臣認定の枠組みの中では審査を求めていない。
					待機型ブレーキの構造	△	○			①全ての機種について現行の枠組みで対応可 （戸開走行保護装置に係る認定で現行対応しているため）	
					常時作動型二重ブレーキの構造	△	○				
					常時作動型二重ブレーキの動作感知装置	△	○				
					制動能力の確認（動くかごを制止する）	△	○				
		平成12年建設省告示第1429号第一第一号		かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動し、かごを昇降させないものであること	制動能力の確認（制止したかごを保持する）	△		○		③ほとんどの機種で追加の認定が必要 （※審査方法自体は既に業務方法書で規定されている	
	床合わせ補正装置	平成12年建設省告示第1429号第一第一号	性能基準	着床面から75mm超の停止位置のずれを生じた場合にこれを調整すること	かごのずれの感知	△		○		③ほとんどの機種で追加の認定が必要 （※審査方法自体は既に業務方法書で規定されている）	○床合わせ補正装置については、第129条の8第2項の枠組みで審査を行っている。
					かごの昇降に係る指令の発出	△		○			
地震時制御	地震時管制運転装置	平成20年国土交通省告示第1536号	性能基準	地震その他の衝撃により生じた加速度を検知し、自動的にかごを昇降路の出入口の戸の位置に停止後、かご戸及び乗場戸を開くこと	加速度の検知	△				④審査方法の作成も含めて検討が必要	○地震時管制運転装置については、現行、大臣認定の枠組みが整理されていない
					加速度の検知部分の固定	△					
					加速度の検知後の運行	△					
					大きな加速度検知後の安全停止	△					
					安全停止後の再運行	△					
					加速度検知後の表示	△					
その他	かご内・かご上スイッチ	平成12年建設省告示第1429号第一第四号	仕様的規定	かご内及びかごの上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること	かご内に駆動装置の動力を切るスイッチを設けること	○				④審査方法の作成も含めて検討が必要	○単純なスイッチのオン・オフの機構であれば、主事等でも確認することは可能なのではないか。
					かご上に駆動装置の動力を切るスイッチを設けること	○					
	外部連絡装置	令第129条の10第3項第三号	性能基準	停電等の非常の場合においてかご内からかご外に連絡することができること	かご内からかご外に連絡することができる装置を設けること	○				④審査方法の作成も含めて検討	○外部連絡装置については、それ自体工業装置の一種として、機能の詳細チェックに踏み込まなくてもよいのではないか。
	過荷重検知装置	令第129条の10第3項第四号イ	性能的規定	定格積載量の１．１倍を超えた荷重が作用した場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止すること	かご戸の開閉の感知	○				④審査方法の作成も含めて検討が必要	○過荷重検知装置については、必要性能に係るクライテリアが明確に示されており、主事等でも性能を判断することができるのではないか。
			仕様的規定		かごの扉の閉鎖を制止する	○					
	停電灯	令第129条の10第3項第四号ロ	仕様的規定	停電の場合においても、床面で一ルクス以上の照度を確保することができること	非常用の電源を設けること	○				④審査方法の作成も含めて検討	○停電灯については、必要性能に係るクライテリアが明確に示されており、主事等でも性能を判断することができるのではないか。
			性能的規定		点灯時に一ルクス以上の装置を設けること	○					